

石川県社会的養育推進計画  
(社会的養育推進の手引き)

案

令和2年3月

(令和7年〇月改定)

石川県健康福祉部少子化対策監室



## 目次

第1 本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体	1
第2 社会的養育の推進に向けた取組	
I 子どもの権利擁護	
1 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)	3
2 一時保護改革に向けた取組	6
3 親子関係再構築に向けた取組	9
II 市町の機能強化	
1 市町の相談支援体制の整備に向けた本県の支援・取組	11
2 市町の家庭支援事業等の整備に向けた本県の支援・取組	13
3 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	15
4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	17
III 里親支援	
1 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	18
2 特別養子縁組等の活用のための支援体制の構築に向けた取組	21
IV 施設の機能強化	
1 施設の小規模化、地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	22
2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組	29
3 障害児入所施設における支援	32
V 児童相談所の機能強化	
1 児童相談所における人材確保・育成等に向けた取組	33
2 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	35
関係資料	
年度ごとの整備目標	37
各年度における代替養育を必要とする子ども数等の見込み	40
自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み	42

## 第1 本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

### (策定の趣旨)

本計画は、子どもが権利の主体であるという認識のもと、子どもの最善の利益を実現していくために、社会的養育に携わる関係者が理解を深め、着実に取組を進められるよう、本県の目指すべき方向性とその実現に向けた方策を明示するものです。

### (基本的考え方)

1. 子どもが権利の主体であるという認識のもと、「子どもの最善の利益」を第一に考えた社会的養育の体制整備に取り組みます。
2. 県、児童相談所、市町、施設、里親等の社会的養育に携わる関係者(以下、「関係者」という。)が、一体的かつ全体的な視点を持って取組を推進します。
3. 「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障の理念」に基づくケースマネジメントを徹底します。
4. 計画の進捗については、毎年度、年度ごとの整備目標等により自己点検・評価を実施し、関係者と共有するとともに、必要な対応を検討するなど、適切に PDCA サイクルを運用します。

### (全体像)

柱	取組項目	国の策定要領 項目番号
Ⅰ 子どもの 権利擁護	当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)	(2)
	一時保護改革に向けた取組	(6)
	親子関係再構築に向けた取組	(7)②
Ⅱ 市町の 機能強化	市町の相談支援体制の整備に向けた本県の支援・取組	(3)①
	市町の家庭支援事業等の整備に向けた本県の支援・取組	(3)②
	児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	(3)③
	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	(4)
Ⅲ 里親支援	里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	(8)②
	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	(7)③
Ⅳ 施設の 機能強化	施設の小規模、地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	(9)②
	社会的養護経験者等の自立に向けた取組	(10)②
	障害児入所施設における支援	(12)
Ⅴ 児童相談所 の機能強化	児童相談所における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組	(11)②
	児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	(7)①
(関係資料)	年度ごとの整備目標	-
		(5)
	各年度における代替養育を必要とする子ども数等の見込み	(9)①
		(8)①
	自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み	(10)①

(計画の位置づけ)

「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(令和6年3月12日こ支家第125号こども家庭庁支援局長通知)に基づく「都道府県社会的養育推進計画」として位置づけられるもので、「いしかわエンゼルプラン 2025」など、他の県計画と整合的に策定したものです。また、児童相談所設置市である金沢市と連携・調整し、一体の計画として策定しました。

(計画期間)

計画の期間は、令和2年3月に策定した「石川県社会的養育推進の手引き(社会的養育推進計画)」(計画期間:10年間)の後期期間にあたる令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、令和6年能登半島地震等の影響を踏まえた対応、その他必要な事項については、必要に応じて見直しを検討します。

## 第2 社会的養育の推進に向けた取組

### I 子どもの権利擁護

#### 1 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

##### 【国の方向性と本県の現状】

###### (国の方向性)

令和4年改正児童福祉法においては、子どもの権利擁護に関して、里親等委託や一時保護の決定時等の児童相談所による意見聴取等措置の義務化や意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、子どもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記され、これまで以上に子どもの意見を尊重した支援を行っていくことが求められている。

###### (本県の現状)

児童相談所をはじめ児童養護施設や母子生活支援施設、里親等においては、これまでも子どもが将来自立していくことができるよう、子どもの日頃の様子や意見を踏まえ必要な支援を行ってきた。

「子どもが権利の主体である」ことを踏まえ、子どもが意見表明できる機会の確保の一つとして、いしかわ子ども総合条例に基づき、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設(以下、「入所施設」という)に入所している児童の生活の質の向上が図られるよう権利擁護委員を任命し、必要に応じて入所施設に派遣し、入所している児童から個別に意見を聴取してきた。

里親等委託された子どもについては、児童相談所が里親家庭を訪問し、子どもの意見や意向等の把握に取り組んできた。

##### 【取組の方向性】

###### (子どもへの意見聴取等措置等について)

児童相談所では、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の際には、事前に当事者である子どもに対し、当該措置等が必要と判断した理由を丁寧に説明するとともに、子どもの状況に応じて適宜、今後の見通しやその理由について丁寧に説明し、子どもが理解できたことを確認した上で、実施する。

聴取した意見・意向は、援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上で子どもの最善の利益を考慮して組織としての支援の方法や内容等を検討する。その際、可能な限り子どもの意見・意向を尊重できるよう十分な検討・議論を行う。

措置の決定等をしたのち、子ども本人に対して速やかにその決定内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明し、フィードバックを行う。特に、子どもの意見・意向と反する決定を行う場合は説明を尽くすものとする。

また、里親宅では委託児童のみならず、実子に対しても児童相談所職員及び里親支援を行う職員が意見聴取を行う。

(意見表明等支援事業について)

児童相談所が関わる子ども達は、虐待による傷つきや周囲への不信感などから、自らの想いを大人に伝えることが難しい状況にあるため、児童相談所職員等による意見聴取等措置のみならず、第三者による意見表明等を支援する仕組みの構築が必要である。

このため、いしかわ子ども総合条例に基づく、権利擁護委員制度に加え、新たに、児童相談所から独立した学識経験者等からなる意見表明等支援員を確保し、福祉的支援の入り口である一時保護を行った全ての子どもに対して、個別に面談を行う、意見表明等支援員を派遣することとする。

また、意見表明等支援員の支援技術等の向上を図るため、その役割や子どもの多様性、意見聴取する際の留意点などを学ぶ研修を実施するほか、定期的に各支援員の担当事例の共有・検証等を行う場を設ける。

なお、関係者と実施状況の共有や子ども達へのヒアリングを実施しながら、一時保護児童以外にも意見表明等支援員の派遣対象を拡大すること等について研究を行っていく。

(子どもから意見を聴取する際の留意点)

子どもが意見を言いやすくするための工夫や関係づくりを行うことが重要であり、言葉による意見表出が困難な子どもに対しても、コミュニケーションツールの活用や関係者からの聞き取り等により、別途適切な方法や支援を検討・実施した上で、意向を汲み取ることとする。

また、被虐待経験を有する場合や、代替養育のもとで生活している子どもの中には、大人に対して根強い不信感を持ち、対面で意見を表明する場面になると、精神的に混乱したり、あえて反対の意見を言ったりと、子どもの本心を聞きとることが困難になる場合もあると考えられる。そのため、意見聴取には、家庭環境や虐待等、子どもが生きる上での様々な困難が生じる背景・構造の理解及び、被害体験がもたらす心理状態や行動へ与える影響(愛着、トラウマ、自傷行為、依存等)についての理解が欠かせず、そうした知識の習得等に努める必要がある。

(子どもの権利擁護に係る環境整備について)

子どもの権利擁護に係る環境整備にあたっては、子ども自身に対して自らの権利や権利擁護の仕組みについての周知啓発など、子どもの意見形成を支援することが重要である。

このため、子どもにとって分かりやすい権利学習機会の提供に努める。また、児童養護協議会は、高校生交流会の開催等により、子どもの意見形成を促し、支援する取組を継続する。なお、児童からのヒアリングでは、小学生や中学生を対象とした交流会の開催を希望する声もあったことから、今後、新たな交流会等の企画を検討する。

関係者に対しては、子どもの権利や権利擁護の仕組みなどの理解醸成を図るための研修や子どもの意見を的確に汲み取るための子どもへの関わり方等についての研修を実施する。

また、児童相談所が行う一時保護等の措置や、入所中等における処遇に対する子どもの意見・意向についての調査審議は、児童福祉審議会等が担うこととする。

(子どもの権利を守る者の姿勢について)

子どもは、整った生活環境と、養育者との関わり「心地よさ」を体験することで、自己肯定感が育まれ、生活における子どもの権利擁護が図られることから、関係者は、常に自らのあり方を問い続ける姿勢を忘れず、子どもの存在そのものを大切にすることができるよう生活を営むものとする。

また、子どもの心情に配慮しつつ、一人ひとりの子どもの育ちに応じた関わりを持ちながら生活を営む中で、子どもの心身の回復が促進されるよう努めるものとする。

入所施設では、子どもの生活スタイルに応じた個別面談や日常の会話を通して、日々変化する子どもの考えや気持ちの確認ができるように心がける必要がある。

また、職員間で必要な情報を共有し、生活づくりに反映できるよう工夫するとともに、定期的に職員全体での会議を積極的に行う。

そのほか、施設を退所した者が社会生活を踏まえて社会的養護経験者として抱く思いが、施設での生活の質の改善にもつながると考えられることから、社会的養護経験者の意見を聴く機会を積極的に設けるなどにより、施設での生活の質の向上に努めるものとする。

このことについては、母子生活支援施設においても同様とする。



## 2 一時保護改革に向けた取組

### 【国の方向性と本県の現状】

#### （国の方向性）

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われる。また、虐待を受けた子どもの最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものでもあり、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものであることから、一時保護された子どもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、子どもの適切な養育を受ける権利等の擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが求められる。

また、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有するものでもあることから、一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。

その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべきものである。また、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすることが求められる。さらに、子どもの権利擁護の観点から、意見箱の設置や相談を受け付けるための窓口の設置等、子どもに対して十分な意見の聴取とその反映を行うことが求められるほか、子どもの権利制限をなるべく少なくして、安定した子どもの生活保障の取組を推進することが求められる。

#### （本県の現状）

令和6年度に県内3児童相談所において一時保護施設の第三者評価を受審しており、今後、評価内容を踏まえ業務の改善等に取り組むこととしている。また、国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に対し、子どもの権利擁護や虐待防止のための責任者の設置、施設防災計画の策定などの独自基準を設けた「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定を目指している。

一時保護施設職員の人材育成については、子どもへのケア及び職員のセルフケア等について広く学ぶ施設内研修のほか、国の虐待・思春期問題情報研修センター等で実施する研修に職員を派遣してきた。

### 【取組の方向性】

#### （一時保護における子どもの権利擁護について）

子どもが福祉的支援と初めて出会う場である一時保護先で、子どもの権利が守られ、職

員等と関係構築が図られることは、その後の支援にも影響する重要な機会であることを踏まえ、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害されたときの解決方法に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行う。

また、一時保護を行った全ての子どもに対して、個別に面談を行う意見表明等支援員を派遣し、子どもの意見表明できる機会の充実を図るとともに、子どもが一時保護中の処遇等に対して納得がいかない場合には、児童福祉審議会等に調査審議を申し出ることができる体制を整備する。

#### (一時保護・一時保護委託の実施について)

一時保護・一時保護委託の実施にあたっては、子どもの最善の利益を実現するため、児童相談所が中心となり、子どもの意向や状況等を踏まえながら、子どもを心身ともに安全かつ健全に養育できる最良の一時保護先を検討する。また、次の事項に留意する。

- 子どもが理解できるよう年齢に応じた冊子等を用意し、常に子どもが閲覧できるようにすることや、あらかじめ子どもに意見を書き込める用紙を手渡す、意見箱を設置するなど、子どもの意見を汲み上げる方法などの配慮を行う。
- 子どもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を定期的に検討する。
- 可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から、心理的に大切な物は、子どもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、生活に必要なものを初日に支給又は貸与する。(下着は未使用のものを支給)
- 一時保護委託については、児童相談所は、子どもの心身の状況やその置かれた環境などについて、委託先と詳細に情報共有を行うものとする。
- また、委託先が適切な一時保護が行えるよう、一時保護を実施する上での留意点や行動観察の技術等の助言・指導を行うものとする。
- 委託先の施設等は、子どもに対する丁寧で温かい生活支援を提供するとともに、児童相談所の支援計画の策定のために、子どもとのやり取りを通してアセスメントを行い、その情報をフィードバックする役割があることに留意し、行動観察の技術等の向上に努めるものとする。

#### (学習支援等について)

子どもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学等が可能となる環境を確保する

ため、一時保護委託が可能な里親・ファミリーホームや児童養護施設の確保を進める。また、通学が難しい子どものためにも、ICT を活用するなど、一時保護施設内の学習支援の充実に努める。

#### （一時保護施設職員の育成等について）

一時保護にあたっては、子どもの安全を確保し、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援とアセスメントが実施できるよう、一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例等を踏まえた必要な人員体制を確保する。

また、定期的に国の虐待・思春期問題情報研修センター等で実施する研修に職員を派遣するとともに、施設内研修では、同一内容を2回実施するなど研修方法を工夫して会計年度任用職員も含めた一時保護施設の職員全体の専門性の向上を図る。

#### （一時保護施設的环境整備について）

移転が予定されている新たな中央児童相談所の一時保護施設については、子どもの見守りを行いやすいよう中庭を設けた回廊式の構造とすること、原則、個室化、ユニット化、医務室及び静養室の設置、木材の利用等により、家庭的で温かみを感じられる環境とすることなど、保護された子どもの様々な状況に鑑み、安心して過ごせる居住環境を実現する。

なお、現一時保護施設の建替えまでの期間においても、子どもの立場にたった保護や質の高い支援を行っていくため、3か年度に1度、第三者評価を受審するとともに、一時保護委託の活用など、工夫しながら安全・安心な環境で適切なケアが提供できるよう対応していく。

### 3 親子関係再構築に向けた取組

#### 【国の方向性と本県の現状】

##### (国の方向性)

親子関係再構築支援は、分離して生活している子どもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、子どもの最善の利益の実現を目的とし、子どもの援助指針の一環として、子ども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援である。

「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を踏まえ、県が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市町や関係機関(里親・ファミリーホームや施設、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等)、自治体内の他部署等を含め、子どもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築することが求められている。

##### (本県の現状)

児童相談所では、かねてから親子関係再構築を念頭に置いたケースワークを行っており、子どもと親のニーズや課題に応じて、中央児童相談所が独自に開発した親子関係再構築支援メニュー(県児相内の名称は「家庭支援事業」。以下、「県児相家庭支援事業(※)」と言う。)を活用し、支援を行ってきた。

※県児相家庭支援事業には、各種ペアレントトレーニングやアセスメント技法等が含まれる。

#### 【取組の方向性】

##### (児童相談所における体制強化について)

児童相談所は、親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援体制を検討する。また、児童相談所職員のスキルアップを図るため、親への相談支援に関する研修を引き続き実施するとともに、県児相家庭支援事業の拡充・更新に取り組む。

##### (市町における支援体制の強化と連携等について)

児童相談所は、市町に対して、県児相家庭支援事業の1つであるペアレントトレーニング習得のための研修を実施する。

また、代替養育を必要とする子どもも、家庭復帰後は地域で支えていく必要があるという共通認識を持ち、関係者が子どもやその家族を協働して支援できるよう、石川県要保護児童対策協議会・ブロック会議等において、その必要性を周知するとともに、より実効性の高い協働支援に向けた研修の実施等を検討する。

(里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援について)

児童相談所は、施設訪問連絡会等を通して子どもの状況や親の面会状況等を共有しながら、親子関係再構築支援を協働して実施する。

(民間団体との協働による支援の充実について)

支援の選択肢を増やすことや、多様な立場からサポートできる体制づくりは重要であり、児童相談所と共に県児相家庭支援事業を実施できる民間団体の育成を検討していく。

なお、県児相家庭支援事業の実施にあたっては、

- 事前にアセスメントを丁寧に行った上で必要なプログラムにつなぐ
- 実施団体等と合同のカンファレンスを実施する
- 親・子どもの変化等を適切に評価した上で、その後の対応をとる

など、児童相談所がコーディネート業務を担うことを前提とした協働による支援であることに留意する。

## Ⅱ 市町の機能強化

### 1 市町の相談支援体制の整備に向けた本県の支援・取組

#### 【国の方向性と本県の現状】

##### (国の方向性)

平成 28 年改正児童福祉法では、国及び地方公共団体の責務として、子どもの福祉のためには子どもへの直接支援はもとより、社会が子どもの養育に対して保護者(家庭)とともに責任を持ち、家庭を支援しなければならないことが法的に位置づけられた。

これにより、地方公共団体は、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎児期から自立までを子どもの権利・子どものニーズを優先に、また家庭のニーズも考慮して、子どもの福祉のために、子どもへの直接の支援及び家庭への支援を行わなければならないことが求められている。

また、令和4年改正児童福祉法では、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市町の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業(子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の 6 事業をいう。以下同じ。)として法律上、位置付けられた。

市町においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて子育て家庭等に対して、家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められている。

##### (本県の現状)

こども家庭センターの設置を促進するため、市町向けの説明会を開催するなど、立ち上げ支援に取り組み、15 市町において、こども家庭センターが設置されている。(R6 年末時点)

##### 《設置市町(15 市町)》

金沢市・七尾市・小松市・輪島市・加賀市・羽咋市・かほく市・白山市・能美市  
内灘町・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町

##### 《未設置市町(4 市町)》

珠洲市・野々市市・川北町・津幡町

ヤングケアラー支援については、市町の相談支援体制の強化を図るため、県内 3 箇所の児童家庭支援センターに、心理士を追加配置するとともに、ヤングケアラー本人への支援として、元ヤングケアラーにSNSで相談できるピアサポートを実施した。

#### 【取組の方向性】

(市町職員の資質向上に向けた支援等について)

こども家庭センターの設置の促進と、円滑な運営に資するよう、児童相談所と連携して情報交換会の開催や、市町の母子保健と児童福祉の合同研修を引き続き実施するなど、母子保健と児童福祉のより一層の支援の協働を図られるよう支援する。

また、市町の児童虐待対応の資質向上を図るため、関係する市町の職員に児童相談所援助方針会議等への参加を促し、実際の児童相談所職員のケース検討を見てアセスメントのポイントなどの共有を図る実践研修を実施する。

(市町と社会的養護関係施設の連携について)

こども家庭センター等の運営にあたって、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等と連携した子育て家庭への支援が進むよう、市町担当者と児童家庭支援センターや児童養護施設等職員の顔の見える関係づくりのための機会の提供により一層努めるとともに、市町の要保護児童対策地域協議会の構成員とするよう働きかける。

(ヤングケアラー支援について)

ヤングケアラー支援について、市町の相談支援体制の強化を図るため、県内 3 箇所の児童家庭支援センターに、引き続き、心理士を追加配置するとともに、ヤングケアラー本人への支援として、元ヤングケアラーにSNSで相談できるピアサポートに加え、進路や就職等に関するキャリア相談も実施する。

(市町の取組)

市町においては、こども家庭センターの設置に努めるとともに、地域のより専門的な相談機関である児童家庭支援センターや母子生活支援施設等とも連携を図りながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うものとする。

また、養育に大きな困難を抱える家庭や児童養護施設等から復帰した子どものいる家庭に対しては、児童養護施設等とも連携を図りながら支援にあたるものとする。

このほか、令和4年の児童福祉法改正で法定化された家庭支援事業など、子育て家庭への支援策の充実に努める。特に、子育て短期支援事業については、里親に直接委託できることになったことを踏まえ、児童相談所等と連携して、支援体制の充実に取り組む。

## 2 市町の家庭支援事業等の整備に向けた本県の支援・取組

### 【国の方向性と本県の現状】

#### （国の方向性）

県は、市町の家庭支援事業を含む地域子ども・子育て支援事業の整備・充実等に向けて、必要な情報提供や広域的な見地からの人材育成など、適切な支援を行うことが求められている。

#### （本県の現状）

市町が家庭支援事業を円滑かつ効果的に実施できるよう、子育て短期支援事業の委託先となり得る里親（ショートステイ里親）の把握及び名簿の提供、養育支援訪問事業の養育支援訪問員養成研修の開催など、必要な支援を行ってきた。

#### 《市町の家庭支援事業の実施状況（R6 年末時点）》

事業名	実施市町数
子育て短期支援事業	18
養育支援訪問事業	16
一時預かり事業	19
子育て世帯訪問支援事業	11
児童育成支援拠点事業	1
親子関係形成支援事業	3

### 【取組の方向性】

#### （子育て世帯訪問支援事業における訪問支援員の育成について）

子育て等に対して不安を抱える子育て家庭や、妊産婦等がいる家庭を訪問する子育て世帯訪問支援事業は、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐためにも有効であり、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する子育て世帯訪問支援員の養成を支援する。

#### （子育て短期支援事業における里親の活用について）

全ての市町で子育て短期支援事業が実施され、その体制が充実されるよう、引き続きショートステイ里親の名簿更新に取り組み、市町へ提供する。また、関係者と連携して、ショートステイ里親のリクルートに取り組む。

#### （母子生活支援施設の体制整備・活用促進について）

市町は、母子を分離せずに入所させ、家庭養育への支援を実施する母子生活支援施設を貴重な地域資源の一つとして活用する必要がある。このためには、市町や県保健福



社センター等の職員が、母子生活支援施設の機能や支援内容等について理解することが欠かせないことから、県は、母子生活支援施設と連携して、その周知等に取り組む。

(留意事項)

令和 6 年能登半島地震等により、七尾児童相談所管内の支援環境は大きなダメージを負ったことから、関係者と連携して、地域の支援者となる里親のリクルートに積極的に取り組む。

### 3 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

#### 【国の方向性と本県の現状】

##### （国の方向性）

児童家庭支援センターは、子育て家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに対し、必要な助言を行うとともに、市町の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された。こうした背景を踏まえ、児童相談所管内の人口規模に応じた配置や、児童相談所が身近でない地域への設置を検討することが求められている。

##### （本県の現状）

令和6年末現在、金沢市に1箇所、小松市に1箇所、加賀市に1箇所、穴水町に1箇所の計4箇所の児童家庭支援センターが設置されている。

#### 【取組の方向性】

##### （児童家庭支援センターの設置に向けた本県の支援・取組について）

各市町の相談支援体制を充実していくためには、こども家庭センター等の設置のほか、身近な地域においてより専門的な相談支援を行う児童家庭支援センターの設置を進める必要がある。特に、児童相談所や児童家庭支援センター、地域支援等に積極的に取り組む児童養護施設等のない地域への設置の促進が必要である。

なお、児童家庭支援センターの設置形態については、乳児院や児童養護施設と密接に連携し、子育て家庭や学校・保育園等からの専門的助言等が必要な相談のほか、里親からの相談に対し、養育経験豊富な施設職員からのアドバイスを受け、的確に助言していくことができる形態が望ましいことから、児童養護施設や乳児院に附属する機関としての設置を推進する。

##### （児童家庭支援センター職員の資質向上について）

児童家庭支援センター職員の相談技術の更なる向上に向けた研修を実施し、職員の育成や資質向上を図る。

##### （市町との連携体制等について）

児童家庭支援センターは、直接相談のあった家庭についての情報を、こども家庭センター等と情報共有するなど、市町とも連携を図りながら、子育て家庭が必要とする支援に的確に繋げていく必要がある。

一方で、現在、一部の市町との連携に留まっていることから、県は、市町担当者と児童

家庭支援センター職員に対して、同一の研修への参加を促すなど、顔の見える関係づくりのための機会を提供するとともに、要保護児童対策地域協議会の構成員とするよう市町に働きかけを行う。

また、児童家庭支援センターに対して、子育て短期支援事業や、親子関係形成支援事業などの市町の家庭支援事業を受託できる体制を整備するよう働きかける。

なお、子育て短期支援事業については、措置児童への配慮から、できるだけ児童養護施設等の本体施設とは別の場所で行われることが望ましい。

(児童家庭支援センターの機能強化について)

児童家庭支援センターは、児童相談所、児童養護施設等と連携し、里親への後方支援を行う機関としての役割を担ってきた。

今後もより一層、里親のリクルートや育成のための研修、子どもに合った里親候補者の選定、児童相談所が行う子どもと里親家庭のマッチング情報の共有、受託里親への相談支援など里親支援機能を担う。

## 4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

### 【国の方向性と本県の現状】

#### （国の方向性）

支援を必要とする妊産婦等に対しては、子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、相談支援をはじめ、居住等による食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、個別支援計画の策定、産科・医療機関や行政手続、就労支援機関への同行支援など、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供することが求められている。

#### （本県の現状）

支援を必要とする妊産婦等に対し、出産前後の家庭に対し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施する養育支援訪問員の養成や、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない支援を行う市町職員の資質向上のための研修などを行い、市町事業が円滑に実施できるよう支援してきた。

### 【取組の方向性】

#### （市町等との連携等について）

市町が、支援を必要とする妊産婦等を円滑かつ効果的に支援できるよう、引き続き必要な研修等を実施するとともに、出産前後の妊産婦等に対する養育相談だけでなく、家事・子育て等の支援を実施する子育て世帯訪問支援員の育成を市町と協力して推進する。

#### （妊産婦等生活援助事業の整備について）

親族等から支援が得られないなど、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や母子を保護する妊産婦等生活援助事業を、乳児等への生活支援のノウハウと親子で宿泊できる設備を有する乳児院に委託するとともに、県は、妊産婦等生活援助事業所、児童相談所、県保健福祉センター、市町、医療機関等の関係機関と連携して支援を実施する。

### Ⅲ 里親支援

#### 1 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

##### 【国の方向性と本県の現状】

###### （国の方向性）

国においては、遅くとも令和 11 年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上を実現するための取組を推進する。

また、児童福祉施設として新たに位置付けられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国の実施要綱及びガイドライン等を踏まえて、その設置を促進することが求められる。

###### （本県の現状）

地域の特徴に応じた支援が実施できるよう、フォスタリング業務を県内 5 地区に分けて委託し、里親のリクルートや里親への研修、相談支援体制の充実等に取り組んでいる。

また、里親会、フォスタリング機関、里親支援専門相談員等と協力しながら、「里親を考える集い」を開催するなど、里親制度の普及啓発に取り組んでいる。

児童相談所は、里親養育支援児童福祉司を中心に、里親希望者のアセスメントや、里親育成のための研修、委託前後の相談支援等を行っているほか、里親等委託の推進に向けて、里親会やフォスタリング機関、里親支援専門相談員等の関係者との意見交換会を実施するなど、里親等委託の推進に取り組んでいる。

里親会は、里親同士の繋がりを深めるための交流イベント等を開催するとともに、児童相談所やフォスタリング機関、里親支援専門相談員等との一層の連携に向けて、定期的な情報交換会を実施している。

##### 【取組の方向性】

###### （県の取組）

里親に関するポスター、リーフレットの活用や里親制度の講演会等の開催など、全県的な制度普及に取り組むとともに、フォスタリング機関等と連携し、子育て短期支援事業を担うショートステイ里親や週末里親など多様な里親の確保に向けたリクルート活動を検討する。

特に、令和 6 年能登半島地震等により、七尾児童相談所管内の支援環境は大きなダメ

ージを負ったことから、関係者と連携して、地域の支援者となる里親のリクルートに積極的に取り組む。

フォスタリング機関職員を対象に、里親への相談技術向上のための研修等の取組を行う。

児童相談所、里親会、フォスタリング機関、里親支援専門相談員等が情報共有し、意見交換を行うことができるよう、引き続き機会の提供を行う。

里親の養育力向上のための環境整備を目的に、市町が、子育て短期支援事業の委託先として、里親・ファミリーホームを活用できるよう、里親会と連携して事業の委託先となり得る里親・ファミリーホームの名簿を作成し、市町に提供する。また、フォスタリング機関等に対しては、里親等を活用した子育て短期支援事業を実施する市町と連携するよう働きかける。

ファミリーホームは、児童を委託することについて、実親の理解が比較的得られやすく、措置費制度(個別対応職員の配置)の活用により、4名体制で児童の養育を行うことも可能であることから、ファミリーホーム化を希望する里親に対して、県は、積極的に情報提供等の支援を行う。

フォスタリング業務を担う新たな児童福祉施設である里親支援センターについては、児童相談所、里親会、現フォスタリング機関、里親支援専門相談員等の関係者と情報交換を行いながら、現在の支援状況等の分析や設置にあたっての課題の整理を行うなど、研究を進める。

なお、フォスタリング業務は、地域の専門的な相談支援にあたる児童家庭支援センターや、専門的な養育支援のノウハウのある児童養護施設、乳児院等が中心となって、その機能を担っていくものとする。

#### (児童相談所の取組)

里親養育支援児童福祉司を中心に、里親希望者に対するアセスメント業務の充実を図るとともに、実親に対して、里親委託への理解を深めるためのアプローチ手法の共有など、里親委託を進める際に必要なスキルの向上に努める。

フォスタリング機関、里親支援専門相談員等と連携して、里親の更なる養育力向上のための研修の実施や、豊富な養育経験に基づく相談支援体制の構築など、里親への支援体制を充実させる。

里親等委託にあたっては、委託児童や受託した里親が、地域で関わりを持つ可能性のある者に、里親制度についての理解を深めていただき、日頃からサポートを受けることが

できるよう、できるだけ保育士、教員、保健師、民生児童委員(町内会等の関係者)等が顔合わせを行うことができる機会を設ける。また、受託した里親をサポートするいわゆるレスパイト里親の取組など、委託後の支援体制の充実を検討する。

#### (市町の取組)

児童福祉に意識の高い保育士やファミリー・サポート・センター事業で預かりサービスを提供する者などに対し、フォスタリング機関等と連携し、里親に関する説明会を開催するなど里親制度の普及に努める。また、里親・ファミリーホームを活用した子育て短期支援事業の実施、充実に取り組む。

#### (児童養護施設等の取組)

里親支援専門相談員の配置を継続するとともに、フォスタリング業務を受託している児童養護施設等は、委託後支援を視野に入れた、里親との関係構築の取組を更に進める。

特に、児童養護施設等としての養育技術や経験を踏まえ、児童相談所と連携しながら、里親の養育力向上に資する新たな研修体制の検討を進める。

#### (里親会の取組)

里親が参加するサロン会や、イベントの開催などを通じて、里親同士が日々の養育における問題などを気軽に話すことができるような関係づくりの機会や、里子同士が交流できる機会を引き続き提供する。

## 2 特別養子縁組等の活用のための支援体制の構築に向けた取組

### 【国の方向性と本県の現状】

#### （国の方向性）

支援を必要とする家庭等に対しては、市町の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行う。

また、代替養育を必要とする子どもに対しては、代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となり、子どもの意向や状況等を踏まえながら、子どもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組等、子どもにとって最良の養育先を検討することが求められる。

#### （本県の現状）

児童相談所では、里親養育支援児童福祉司が中心となって、養子縁組里親への委託前後支援や、必要に応じて児童相談所長による特別養子適格の確認申立等を行うなど、子どもにとっての最良の養育先の確保のための支援に取り組んできた。

なお、令和 6 年末現在、県内に、養親希望者と子どもとの間の養子縁組をあっせんする「民間あっせん機関」の許可を受けた団体はない。

### 【取組の方向性】

#### （県の取組）

特別養子縁組等の活用に向けて、引き続き、養子縁組里親の確保のための普及啓発に取り組む。

#### （児童相談所の取組）

子どもの意向や状況等を踏まえながら、子どもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討する。

実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行うとともに、子どもにとっての最良の養育先の確保のため、必要に応じて児童相談所長による特別養子適格の確認申立等の支援を行う。また、特別養子縁組成立後においても、状況把握や必要な支援等を実施する。

#### （県及び児童相談所の取組）

民間あっせん機関等から協力の依頼を受けた場合には、必要な連携、協力を行う。



## IV 施設の機能強化

### 1 施設の小規模化、地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### 【国の方向性と本県の現状】

##### (国の方向性)

家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置が求められている。

ただし、小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合することもあり得る。

これまで、子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等については、上記のように、家庭養育の優先を進める中においても、施設での養育を必要とする子どものための質の高い養育を、長期間の施設入所ではなく、より短期間のうちに集中的に提供することが求められる。

また、地域の現状を踏まえて、施設に児童家庭支援センターや里親支援センターを併設することについて検討するとともに、子育て短期支援事業をはじめとする市町の家庭支援事業を積極的に実施することなどにより、その専門性を、施設の多機能化・機能転換を図る中において発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として、重要な役割を担っていくことが期待されている。

##### (本県の状況)

令和6年12月1日現在、県内に、

乳児院は2施設あり、定員(暫定)28人に対して18人が入所している。(入所率64%)

児童養護施設は7施設あり、定員(暫定)212人に対して189人が入所している。(入所率89%)

母子生活支援施設は2施設あり、定員(暫定)20世帯に対して13世帯が入所している。(入所率65%)

全ての乳児院、児童養護施設では、小規模化、地域分散化に取り組んできた。また、養育機能強化のための専門職を追加配置し、地域において支援を必要とする家庭等に対す

る支援や子ども食堂の開催など、施設の高機能化・多機能化に取り組んできた。

県は、施設の小規模化や多機能化を進めることに関して助言等を行うとともに、施設職員の資質向上を図るための研修や精神科医等の派遣などの支援に取り組んできた。

《乳児院の小規模化、地域分散化の状況》

区分	R6 年末	
	箇所数	定員計
小規模化された箇所数(※1)	4	22
地域分散化された箇所数(※2)	0	0
上記以外の箇所数	2	7
合計	6	29

《児童養護施設の小規模化、地域分散化の状況》

区分	R6 年末	
	箇所数	定員計
小規模化された箇所数(※1)	19	120
地域分散化された箇所数(※2)	7	42
上記以外の箇所数	3	102
合計	29	264

(※1) 玄関、台所、浴室、便所、居間等、家庭的な設備が備わった定員 6 人以下のユニット

(※2) 本体敷地外にある小規模化されたユニット

【取組の方向性】

(施設全般について)

里親・ファミリーホームへの委託の推進に取り組む中でも、代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることがないように施設の養育体制及びその機能を確保していくことは非常に重要であり、各施設は、措置費制度(心理療法担当職員や家庭支援専門相談員の加配、親子支援事業等)等を工夫して活用しながら、専門的な養育が提供できる職員体制の確保、充実に努める。

また、ケアニーズが高い子どもが増える中、専門的な養育支援ができる人材育成や人材確保を行っていくことも重要である。子どもそれぞれの個性にあった専門的な養育支援のノウハウを蓄積できることが施設の強みであり、石川県児童養護協議会等を中心とした施設職員の人材育成に引き続き取り組むとともに、そうした専門的な養育支援のノウハウをもとに、里親や地域において支援を必要とする家庭等に対する支援に取り組む。

(乳児院について)

(1) 乳児院の役割(機能)

様々な事情により家庭で暮らすことのできない新生児から幼児までの子どもに、

家庭に代わり生命を守り健全な発育やより良い発達を保障するため、施設の看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、或いは心理療法担当職員など専門職員による組織的な養育を行う。養育にあたっては、子どもが、特定の大人との間で親密で安定的・継続的な関係を保ちながら、子どもに安心感・安全感を与え、子どもの自律性を育むことができるよう子どもの育ちを保障する。

入所中においては、子どもを家庭に帰す又は新しい家庭に繋ぐことを最大の目的とし、親子関係再構築支援に取り組むものとする。また、入所中の子どもの保護者の子育ての不安や家庭生活の困難感などの悩みを受け止め、解決に向けた手立てを共に考え、具体的な資源の提供を行うなどの相談支援を行うものとする。

病虚弱児や障害のある子どもの入所が多くなってきていることから、専門的養育を行っていくことができるよう、職員体制の充実を図るなど施設の体制強化を行うものとする。

乳児院において培われた子どもの育ちや思い、養育者との信頼関係を、保護者や次の措置先である児童養護施設や里親へと丁寧につなぐ。特に里親へのつながりにおいては、子どもの育ちや職員との間に形成された愛着関係や育児(養育)スキルなどを詳細に伝える。

新生児や乳児については、引き続き、乳児院に一時保護委託を行うことから、常時保育や医療面でのケア、アセスメントなど、専門的な支援が可能な人員体制を確保する。

施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターや市町のこども家庭センター等と連携し、地域の子育て家庭への相談支援にあたるとともに、子育て短期支援事業の受入れ体制の充実に努める。

また、これまで培ってきたアセスメント等の専門性を活かし、措置費制度の親子支援事業等を活用して、特定妊婦や在宅で不適切な養育をされている乳幼児や実親等に対する支援体制を整備する。

フォスタリング機関が受けた里親からの養育上の相談に対し、専門性を活かした助言を行うとともに、フォスタリング機関において実施する里親のレスパイト・ケアが困難な場合には、児童相談所からの要請に基づき里親のレスパイト・ケアを実施し、地域の里親支援にあたるものとする。なお、乳児院自らがフォスタリング機関となった場合には、次の「ア」から「カ」の業務を行うものとする。ただし、乳児院により、配置する人員などの規模が異なることもあることから、すべての業務を一律に担うこととはせず、実施可能な支援を選択し里親への後方支援を行っていくものとする。その際、「イ」から「オ」については必ず実施するものとする。

ア 里親のリクルート

※里親希望者へのアセスメントは含まない

イ 登録里親への研修

ウ 子どもと里親家庭のマッチングに必要な情報の提供

※マッチングそのものは含まない

エ 里親への相談支援

※特別養子縁組の養親への相談支援を含む

(養親が拒まない場合に限る)

オ 里親のレスパイト・ケアの実施

カ 委託解除後の児童等への支援(アフターケア)

(2) 乳児院の形態

入所児童に「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供していくため、できるだけ生活単位を小規模化し、それぞれ独立性を備えたものとする。

小規模グループによるケアを行うにあたっては、ケア単位の定員を原則 4 人以上 6 人以下とし、集合する生活単位の数も大きくならないようにする。

特に困難な課題を抱えた子どもの場合は、心理療法担当職員や個別対応職員等の専門職とも連携し、チームによる継続的で安定的な関係性のもと養育を行うものとする。

(児童養護施設について)

(1) 児童養護施設の役割(機能)

家庭(里親・ファミリーホームを含む)での養育が困難で、施設の児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、或いは心理療法担当職員など専門職員による組織的なケアにより、子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら日々の養育と自立に向けた支援を行う必要がある場合、また、そのような場合以外においても、児童相談所によるアセスメントの結果、その子どもの最善の利益の観点から、施設での生活が最も適していると判断される場合においては、施設において、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」を提供し、子どもそれぞれのニーズに合った養育を行う。

入所中においては、児童へのケア、自立に向けた支援に加え、入所児童の在宅復帰に向けた支援を行っていくことができるよう、入所児童に対する家庭復帰も視野に入れたアセスメントを実施するとともに、入所児童の保護者や家族等への相談支援も行う。

退所後も在宅復帰した家庭への相談支援や退所児童の社会生活上の助言などアフターケアの役割も担うものとする。

施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターや市町のこども家庭センター等と連携し、地域の子育て家庭への相談支援にあたるとともに、子育て短期支援事業の受入れ体制の充実に努める。

また、措置費制度の家庭支援専門相談員や心理療法担当職員、自立支援担当職員等の加配等も活用しながら、上記の地域支援や在宅支援の充実に努めるとともに、施設全体の職員体制の確保・充実に積極的に図るものとする。

フォスタリング機関が受けた里親からの養育上の相談に対し、専門性を活かした助言を行うとともに、フォスタリング機関において実施する里親のレスパイト・ケアが困難な場合には、児童相談所からの要請に基づき里親のレスパイト・ケアを実施し、地域の里親支援にあたるものとする。

## (2) 児童養護施設の形態

入所児童に「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供していくため、本体施設の生活単位をできるだけ小規模化、地域分散化することにより、それぞれ独立性と自律性を備えたものとする。

本体施設が、地域小規模型児童養護施設や分園型小規模グループケアへの養育上の支援にあたることや、施設に併設する児童家庭支援センターが、市町のこども家庭センター等と連携した子育て家庭への相談支援にあたることのできるよう、職員の人材育成にも取り組むこととする。

地域小規模型児童養護施設においては定員を6人とし、本体施設での小規模グループによるケアや分園型小規模グループケアを行うにあたってはケア単位の定員を原則4人以上6人以下とする。

特に困難な課題を抱えた子どもの場合は、地域分散化によらず、より小規模な生活単位により、心理療法担当職員や個別対応職員等の専門職とも連携し、チームによる継続的で安定的な関係性のもと養育を行うものとする。その場合の本体施設は、小規模グループによるケアが行えるよう、できるだけ少人数の生活単位とし、集合する生活単位の数も大きくならないようにする。

また、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにおいても、心理療法など専門的なケアが必要な子どもが入所する場合もあり、地域小規模児童養護施設等にあつては、本体施設としっかりと連携し、本体施設の経験のある職員からの支援を受けながら養育にあたるものとする。

#### (母子生活支援施設について)

従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育への支援を実施してきた施設であることから、家庭養育優先原則を踏まえ、退所後の母子が自立した生活を送ることができるよう、親子関係の調整や再構築への支援、親へのペアレンティング教育、就労支援など退所後の安定した生活を視野に入れた支援を行うものとする。

施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターや市町のこども家庭センター等と連携し、地域の子育て家庭への相談支援にあたるとともに、措置費制度の親子支援事業等を活用して特定妊婦や出産後の母子等を支援する体制を整備する。

#### (児童相談所の取組)

退所児童の家庭に対する在宅指導措置を児童養護施設や児童家庭支援センター等に積極的に委託し、支援体制の充実に努めるとともに、施設職員等の相談支援機能の向上に繋げるなど、民間等の関係機関を含めた社会的養育の体制強化を図る。

また、新中央児童相談所の建物整備にあわせて、施設等関係職員など社会的養育・養護に携わる関係職員等のより一層の資の向上を図るため、研修企画を専属に行うポジション・係の創設を検討する。

#### (県の取組)

施設の小規模化、地域分散化に関する施設整備等について、施設の経営方針を踏まえた助言等、必要な支援を行う。

児童養護施設及び乳児院の職員の資質向上を図るため、小規模グループケアを行う上で必要となる知識や技術等の習得や地域支援、在宅支援の強化に資する研修等の機会を提供する。

精神科医等と連携し、虐待を受けた子ども等への対応に関する助言を行うなど児童養護施設職員の人材育成に引き続き取り組む。

施設職員の業務負担の軽減や、人材確保を目的に児童指導員等補助者の雇い上げ費用に対して、引き続き補助を行う。

母子生活支援施設への入所による養育支援の実施や地域支援機能の充実に図るには、市町や県保健福祉センター等の職員の理解が欠かせないことから、県は、母子生活支援施設が市町等に対して行う、施設機能や支援内容等を周知する取組を支援する。

児童心理治療施設については、今後、国において多機能化、高機能化の在り方につい

での検討が行われ、施設の運営や新たな設置についての方向性が示されることから、その動向を注視するとともに、関係者との情報交換等を実施する。

## 2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

### 【国の方向性と本県の現状】

#### （国の方向性）

令和 4 年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置付けられるとともに、児童自立生活援助事業について、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されたことを踏まえ、これらの事業の実施を含めた社会的養護経験者等の自立支援体制の強化が求められている。

#### （本県の現状）

令和 6 年末現在、県内に、児童自立生活援助事業所 I 型（自立援助ホーム）が 2 施設ある。

児童養護施設では、専門家を招き自立に向けた相談支援や社会人になる上で必要となる知識を学ぶ場の提供等を行っている。また、退所児童が自立後、生活や仕事上の悩みなどを相談できるよう、施設職員が随時、電話や訪問などにより相談支援にあたりるとともに、帰住先がない等の卒園生がいた場合には、各施設の空きスペース等を活用して、短期間、居場所を提供するなどの支援を行っている。

県は、児童養護施設や里親から自立する子どもたちへ、措置費制度や一定の要件により返還免除となる貸付金制度により、経済面の支援を行っているほか、18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合については、引き続き、施設等で生活できるよう支援を行っている。また、児童の自立促進を目的に、普通自動車運転免許取得に要する費用の補助を行っている。

### 【取組の方向性】

#### （児童自立生活援助事業について）

児童自立生活援助事業 I 型（自立援助ホーム）では、適切な相談その他の生活指導等の実施や、年齢制限の弾力化等に対応していくため、自立支援担当職員及び個別対応職員等の加配等も活用しながら、職員体制の確保・充実に努める。

また、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合については、児童自立生活援助事業 II 型・III 型として、引き続き児童養護施設、里親宅で生活できるよう支援を行っていく。



(社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備について)

社会的養護経験者等の自立支援については、児童相談所と施設が一層の連携に努めるとともに、各施設は、新たに自立支援担当職員を配置し、当該施設入所児童の自立に向けた支援体制を強化する。

各施設は、行政手続きなど社会生活に必要な知識やマナーの習得も含め、専門家を招いての自立支援等に引き続き取り組む。

各施設の自立支援担当職員等が、自立支援の好事例の共有や、意見交換等を行う場を県児童養護協議会に設けるなど、自立支援における施設間の更なる連携を図るものとする。

退所後を見据えた施設等の枠を越えた子ども達のネットワーク構築支援や、身だしなみやメイクアップ講座など、子ども達が希望する自立支援の実施に向けて、施設等が連携して取り組むものとする。

各施設では、帰住先がないなどの卒園生に対する居場所の提供支援等に引き続き取り組むものとする。

フォスターリング業務を受託した児童養護施設等は、里親等委託解除後の支援(アフターケア)を視野に入れた、里親・里子との関係構築に、引き続き取り組むものとする。

児童相談所や児童家庭支援センター等は、特別養子縁組の成立後においても、当該家庭に対し、必要な相談支援等に取り組むものとする。

(社会的養護自立支援拠点事業について)

県は、施設等が取り組む卒園生に対する居場所の提供支援の状況や卒園生へのヒアリング等の実施により、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握に取り組むとともに、本県の社会的養護自立支援拠点事業所の整備の在り方等について、関係者と検討を進める。

(留意事項)

児童養護施設等に入所し、又は里親等に委託する措置をされた児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

社会的養護の下で育った児童が、児童養護施設等を退所し、又は里親等の委託解除後、進学や就労をしながら自立して生活していくことは容易なことではなく、精神的にも、経済的にも生活が不安定となりやすい。児童養護施設、里親等は、児童養護施設等に入所中、又は里親等に委託中の児童等が、退所後又は委託解除後に自立した生活を送ること

ができるよう支援を行う。

特に、金銭を無心する可能性のある保護者のケースでは、関係者が連携し、保護者も含めた必要な家庭支援を実施するとともに、退所等の前には子ども本人に対して金銭管理の方法や留意点等を十分に説明するほか、退所後においても柔軟に金銭管理への支援等を実施する。

また、石川県社会福祉協議会が実施する、児童養護施設退所者、里親等委託解除者が進学・就職にあたって必要となる生活費や居住費への貸付事業を引き続き実施する。なお、自立支援について検討する際は、子ども本人の意向を十分踏まえるとともに、施設関係者や関係機関の担当者、保護者等も含め、柔軟に行う。

具体的には、以下の事項に留意し支援を行う。

(1) 児童養護施設等入所中、又は里親等委託中の自立支援

- 自律基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- 生活管理能力と支援を求める力の形成
- 金銭管理能力の形成
- 職業意識の形成
- 保護者との関係の整理と再構築
- 社会保障、労働法規等の知識と活用能力の形成
- 代替養育を離れたのちの支援の在り方についての理解と支援者との面談、信頼関係の形成
- 高校卒業後の進学の機会の保障と経済的支援
- 職業訓練、就労機会の確保

(2) 代替養育後の自立支援

- 施設等退所後、里親等委託後の定期的な状況確認と相談機会の確保
- 社会保障、医療サービス等の社会制度活用の支援
- 生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- 金銭管理の支援と債務問題の回避
- 暴力被害(性暴力を含む)時の早期介入と支援
- 法的支援の保障
- 職場定着の促進
- 保護者との関係の整理及び保護者や家族も含めた全体的な支援
- 母子保健等との連携

### 3 障害児入所施設における支援

#### 【国の方向性と本県の現状】

##### （国の方向性）

障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要がある。

##### （本県の現状）

令和6年12月1日現在、県内に、福祉型障害児入所施設は、3施設あり、定員70人に対して36人が入所している。（入所率51%）

#### 【取組の方向性】

障害児入所施設に入所している障害児が、良好な家庭的環境において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する。

## V 児童相談所の機能強化

### 1 児童相談所における人材確保・育成等に向けた取組

#### 【国の方向性及び本県の現状】

##### (国の方向性)

児童相談所においては、全国の児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることから、体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上等に取り組むことが求められる。

##### (本県の現状)

社会福祉士の合格者を多く輩出する福祉系大学等にPRを行うなど、必要な児童福祉司等の専門的職員の確保に努めるとともに、複雑化する児童虐待への対応や急激な組織の若返りに対応するため、中央児童相談所が中心となって、「人材育成研修検討チーム」を立ち上げ、体系的に学びを進められるよう職員の研修体制や内容の見直し等に取り組んでいる。

児童相談所では、法律事務所と法律顧問業務に関する契約を締結し、児童相談所からの相談業務に対する助言・指導を得るとともに、家庭裁判所への代理人としての申立てのほか、定期に開催する援助方針会議への参加や、保護者指導への同席など、様々な協力を得ている。

また、医師については、小児科や精神科などの嘱託医師を配置し、一時保護した子どもの健康面や、虐待を受けた子どもの心の問題に対して、医学的治療の必要性の判断への助言を受けているほか、児童虐待協力病院として医療機関を指定し、子どもの外傷等が虐待によるものかどうかの医学的診断などへの協力を得ている。

#### 【取組の方向性】

##### (児童相談所における人材確保・育成について)

児童福祉司等の専門的職員の確保については、福祉系大学等への積極的な訪問等によるリクルート活動に引き続き取り組むほか、福祉を学ぶ学生等に対して児童相談所職員と交流できる場の提供や、児童相談所の事業に参加を希望する学生を募り、支援の現場体験の機会を提供するなど、児童相談所業務のより一層の魅力発信に取り組む。

人材育成については、令和6年度に「人材育成研修検討チーム」が取りまとめた若手職員の即戦力化に向けた研修プログラム等を活用し、県内3児童相談所が連携して若手職

員の育成や、中堅職員の対応力向上等に取り組む。

(児童相談所の機能強化について)

相談援助体制及び専門性の強化については、弁護士の配置等による法的対応体制や、協力病院等との連携による医学的対応体制、警察との連携による子どもの安全確認体制などの強化に引き続き取り組む。

新中央児童相談所の建物整備にあわせて、児童相談所のみならず、市町職員、施設等関係職員など、社会的養育・養護に携わる関係職員等のより一層の質の向上を図るため、研修企画を専属に行うポジション・系の創設を検討する。

(市町・施設等との連携について)

市町への連絡調整や技術的援助を行う市町支援児童福祉司の配置や、各児童相談所が開催する石川県要保護児童対策協議会・ブロック会議の開催などを通して、市町との連携体制等の強化に引き続き取り組む。

## 2 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

### 【国の方向性及び本県の現状】

#### （国の方向性）

令和 4 年改正児童福祉法においては、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、児童相談所においては、市町をはじめとした関係機関と緊密な連携の下、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが求められる。

特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則としている。

また、学童期以降の子どもについても、里親等への委託を通じて、特定の大人との安定した関係の中で、地域生活、家庭生活をしていく上での知識や経験の獲得といった、今後の自立に向けた支援が可能であることから、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、子どもの意向や状況等を踏まえつつ、検討することとしている。

#### （本県の現状）

児童相談所では、個々の子どもや保護者等に対する相談援助活動や、家庭や地域に対する相談援助活動の総合的な企画・調整を行うことにより、子どもが心身ともに安全かつ健全に生活できるよう支援してきた。

また、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを実施するため、各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を 1 名配置するなど、里親等委託を推進する体制を整備してきた。

### 【取組の方向性】

#### （家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づくケースマネジメントについて）

市町支援児童福祉司を中心に、虐待等に至る前の予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては、在宅指導措置を行うなど、市町のこども家庭センター等と協働して支援を実施する。

代替養育を必要とする家庭等に対しては、子どもの最善の利益を実現するため、子どもの意向や状況等を踏まえながら、子どもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すこととする。また、それが困難な場合には、子どもにとって最良の養育先を検討するケースマネジメントを行う。

なお、子どもの養育先を検討する際は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえて、里親養育支援児童福祉司を中心に、里親等委託を原則として検討することとし、里親等に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まで、全ての子どもを検討の対象とする。

ただし、子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら日々の養育と自立に向けた支援を行う必要がある場合、また、そのような場合以外においても、アセスメントの結果、その子どもの最善の利益の観点から、施設での生活が最も適していると判断される場合においては、施設において、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」を提供し、子どもそれぞれのニーズに合った養育を行うこととする。

(児童相談所の組織運営について)

人材確保・育成の検討や移転整備する児童相談所施設の検討、里親委託の推進、親子関係再構築支援の充実など、重要な取組や新たな業務に対しては、適宜、プロジェクトチームを設置するなど、柔軟な組織運営により検討を進め、適切に対応する。

## 関係資料

### ○ 年度ごとの整備目標

#### I 子どもの権利擁護

1 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)	現状	R7	R8	R9	R10	R11
関係職員に対する子どもの権利に関する研修等の受講者	55人	100人	100人	100人	100人	100人
子ども自身に対する子どもの権利に関する研修等の受講者	166人	全新規措置児童に対して徹底				
意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数	-	全一時保護児童				
そのうち事業を利用した子どもの割合	-	100%				
2 一時保護改革に向けた取組	現状	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	40人	40人	40人	40人	40人	40人
一時保護専用施設数	-	-	-	-	-	-
委託一時保護が可能な里親の確保数	49組	59組	69組	79組	89組	99組
委託一時保護が可能なファミリーホームの確保数	2組	全ファミリーホーム				
委託一時保護が可能な児童福祉施設等の確保数	12施設	12施設	12施設	12施設	12施設	12施設
一時保護施設職員に対する研修の受講者数	4回/23人	会計年度任用職員も含めた全一時保護施設職員				
第三者評価を実施している一時保護施設数	3施設	全一時保護施設				
3 親子関係再構築に向けた取組	現状	R7	R8	R9	R10	R11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	17件	親子再統合支援が必要なすべての子どもとその保護者等				
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	7回/90人	全児童福祉司・児童心理司				

#### II 市町の機能強化

1 市町の相談支援体制の整備に向けた本県の支援・取組	現状	R7	R8	R9	R10	R11
こども家庭センターの設置数	15市町	16市町	17市町	17市町	17市町	19市町
子ども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の受講者数	7回/104人	研修テーマに応じた対象職員全員				
2 市町の家計支援事業等の整備に向けた本県の支援・取組	現状	R7	R8	R9	R10	R11
市町における子育て短期支援事業を委託している里親数	4組	23組	42組	61組	80組	99組
		全市町に1組以上の委託可能な里親を確保				
市町における子育て短期支援事業を委託しているファミリーホーム数	1組	全ファミリーホーム				
市町における子育て短期支援事業を委託している児童家庭支援センター数	4箇所	全児童家庭支援センター				
3 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	現状	R7	R8	R9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数	4箇所	4箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	4件	6件	8件	10件	12件	14件
市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	4施設	全児童家庭支援センター				
4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	現状	R7	R8	R9	R10	R11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	-	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
助産施設の設置数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講者数	3回/110人	研修テーマに応じた対象職員全員				



### Ⅲ 里親支援

1 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	現状	R7	R8	R9	R10	R11
里親支援センターの設置数	-	-	-	-	-	1箇所
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の受講者数	5回/79人	全養育・専門里親				
2 特別養子縁組等の活用のための支援体制の構築に向けた取組	現状	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数（※）	2件	2件	2件	2件	2件	2件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	-	情報提供などの求めに応じて適切・迅速に対応				
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
(里親等委託率等)	現状	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満児の里親等委託率（※）	9.1%	31.1%	42.1%	53.0%	64.0%	75.0%
3歳以上の就学前児童の里親等委託率（※）	17.8%	37.0%	46.5%	56.0%	65.5%	75.0%
学童期以降児童の里親等委託率（※）	21.4%	31.0%	35.7%	40.5%	45.2%	50.0%
登録率	78.2%	86.5%	94.9%	103.3%	111.6%	120.0%
稼働率	25.8%	37.6%	40.5%	42.9%	45.2%	47.1%
養育里親登録(認定)数	91組	98組	107組	116組	125組	134組
専門里親登録(認定)数	7組	8組	9組	10組	11組	12組
養子縁組里親登録(認定)数	34組	39組	44組	49組	54組	59組
ファミリーホーム数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
里親登録(認定)に係る児童福祉審議会開催件数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

(※)「里親等委託率」等の目標は、「子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるための必要な取組(委託可能な里親の量的確保や、研修や委託後の訪問支援などの里親支援体制の充実など)を計画的に進めるために設定したものです。

個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所において、子どもの意見・意向等の確認や、家庭養育優先原則、パーマネンシー保障の理念を踏まえたアセスメントを実施し、子どもの最善の利益の観点から行われるものであり、数値目標達成のために機械的に行われるものではありません。

### Ⅳ 施設の機能強化

1 施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	現状	R7	R8	R9	R10	R11
地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの箇所数	7箇所	7箇所	8箇所	8箇所	11箇所	11箇所
小規模かつ地域分散化した箇所の入所児童数	42人	42人	48人	48人	66人	66人
養育機能強化のための専門職の加配施設数	9施設	全乳児院・児童養護施設				
養育機能強化のための専門職の加配職員数	19人	22人	24人	27人	30人	33人
養育機能強化のための事業の実施施設数	2施設	全乳児院・児童養護施設				
一時保護専用施設の整備施設数	-	-	-	-	-	-
児童家庭支援センターの設置施設数	4施設	4施設	4施設	5施設	5施設	5施設
里親支援センターの施設数	-	-	-	-	-	1施設
里親養育包括支援(フォスターリング)事業の実施施設数	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	-	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
子育て短期支援事業を委託されている施設数	6施設	7施設	8施設	8施設	9施設	9施設
養育支援訪問事業を委託されている施設数	-	-	1施設	2施設	3施設	4施設
一時預かり事業を委託されている施設数	-	-	-	-	-	-
子育て世帯訪問支援事業を委託されている施設数	-	-	1施設	2施設	3施設	4施設
児童育成支援拠点事業を委託されている施設数	-	-	-	-	-	-
親子関係形成支援事業を委託されている施設数	-	-	1施設	2施設	3施設	4施設
2 社会的養護経験者等の自立に向けた取組	現状	R7	R8	R9	R10	R11
児童自立生活援助事業の実施箇所数	-					
入居人数(I型) 従来の自立援助ホーム	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
入居人数(II型) 施設型	-	入所希望者に応じて対応				
入居人数(III型) 里親・ファミリーホーム型	-	入所希望者に応じて対応				
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	-	自立支援担当職員の配置・連携を推進				

## V 児童相談所の機能強化

1 児童相談所における人材確保・育成等に向けた取組	現状	R7	R8	R9	R10	R11
第三者評価を実施している児童相談所数	-	-	-	-	3箇所	-
児童福祉司の配置数(SV、市町支援、里親支援含む)	55人	国の定める基準に従い配置				
児童心理司の配置数	26人	国の定める基準に従い配置				
市町支援児童福祉司の配置数	1人	国の定める基準に従い配置				
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	7人	国の定める基準に従い配置				
医師の配置数	23人	国の定める基準に従い配置				
保健師の配置数	4人	国の定める基準に従い配置				
弁護士の配置数	顧問契約	国の定める基準に従い配置				
子ども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修の受講者数	53人	全児童福祉司・児童心理司				
専門職採用者数(割合)	8人(100%)	100%				

○ 各年度における代替養育を必要とする子ども数等の見込み

《代替養育を必要とする子ども数》(※1)

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子どもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である子どもの数

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
合 計	255 人	250 人	245 人	242 人	237 人
3歳未満の児童	22 人	22 人	22 人	22 人	22 人
3歳以上の就学前児童	36 人	35 人	34 人	34 人	33 人
学童期以降の児童	197 人	193 人	189 人	186 人	182 人

《里親等委託が必要な子ども数》(※2)

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
合 計	83 人	96 人	109 人	123 人	133 人
3歳未満の児童	7 人	10 人	12 人	15 人	17 人
3歳以上の就学前児童	14 人	17 人	20 人	23 人	25 人
学童期以降の児童	62 人	69 人	77 人	85 人	91 人

《施設で養育が必要な子ども数》(※3)

区 分	R7	R8	R9	R10	R11
合 計	172 人	154 人	136 人	119 人	104 人
3歳未満の児童	15 人	12 人	10 人	7 人	5 人
3歳以上の就学前児童	22 人	18 人	14 人	11 人	8 人
学童期以降の児童	135 人	124 人	112 人	101 人	91 人

(※1) 国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』(令和5(2023)年推計)や、過去の委託・入所措置等の実績、近年の児童虐待相談対応件数の推移等を踏まえ算出

(※2) 国の策定要領の算式 1(乳児院に半年以上措置されている乳幼児や児童養護施設に 1 年以上措置されている乳幼児等を、里親等委託が必要な子どもとして整理するもの)により算出

(※3) 「代替養育を必要とする子ども数」から「里親等委託が必要な子ども数」を減じたもの

(参考)代替養育を受けている子ども数等の推移

《代替養育を受けている子ども数》

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
合 計	280 人	272 人	280 人	261 人	254 人
3歳未満の児童	22 人	24 人	20 人	25 人	22 人
3歳以上の就学前児童	35 人	33 人	33 人	37 人	45 人
学童期以降の児童	223 人	215 人	227 人	199 人	187 人

《里親等委託児童数》

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
合 計	43 人	41 人	47 人	42 人	50 人
3歳未満の児童	5 人	2 人	1 人	2 人	2 人
3歳以上の就学前児童	8 人	7 人	5 人	5 人	8 人
学童期以降の児童	30 人	32 人	41 人	35 人	40 人

《施設入所児童数》

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
合 計	237 人	231 人	233 人	219 人	204 人
3歳未満の児童	17 人	22 人	19 人	23 人	20 人
3歳以上の就学前児童	27 人	26 人	28 人	32 人	37 人
学童期以降の児童	193 人	183 人	186 人	164 人	147 人

○ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

区分	R7	R8	R9	R10	R11
自立支援を必要とする社会的養護経験者等数(※1)	23人	23人	23人	23人	23人

(※1)過去の措置延長状況や措置解除後に施設等で生活していた者の推移等を踏まえ算出

(参考)

令和5年度に措置延長を受けていた者は16人、社会的養護自立支援事業の居住・生活支援を受けていた者は4人